

(別紙2)

群馬県精神保健福祉協会会費規程

施行 平成14年4月1日

改正 平成28年8月28日

第1条 会則第9条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会費 年2,000円とする。但し、当事者・家族会員は、年1,000円とする。
- (2) 団体会費 年5,000円とする。但し、家族会・当事者を支援する団体は、年3,000円とする。

第2条 会費の納入期限は、当年度の8月末（平成28年度に限り10月末）とする。
但し、会費納入期限以後に入会した場合は、当該年度の3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年8月28日から施行する。